

令和 8 年
告示第 128 号

北秋田市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の金融機関等と連携しながら地域資源を活用した先進的かつ持続可能な事業の創出を促進し、地域内経済循環の創造及び地域課題の解決を図るため、総務省地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年 2 月 27 日付総行政第 29 号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において交付する北秋田市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、北秋田市補助金等交付要綱（平成 17 年北秋田市告示第 22 号。以下「市補助金要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「補助事業」とは、国要綱に基づき実施する地域経済循環創造事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付決定を受けた者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は設置しようとする民間事業者等であること。
- (2) 将来にわたり継続して事業を実施する意思を有すること。
- (3) 市税、法人税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (4) 北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年北秋田市条例第 3 号）に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 法令等を遵守している者であること。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業実施場所が北秋田市内であること。
- (2) 地域資源及び地域資金を活用した地域密着型事業であること。
- (3) 申請者にとって新規事業であり、先進性及びモデル性を有すること。
- (4) 地域課題の解決に資する事業であること。
- (5) 補助事業終了後においても自立的かつ継続的な事業運営が見込まれること。

- (6) 地域雇用の創出又は地域人材育成につながること。
- (7) 地域金融機関等から補助金額と同額以上の融資を受ける計画であること。
- (8) 国、県又は市等の他の補助制度との重複補助を受けないこと。

2 補助対象事業の事業期間は、補助金の交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年度とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業期間中に要した、次の表に掲げる経費とする。

経費区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該補助対象経費に充てるための金融機関の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等その他資金の合計額を控除した額とし、次の各号に定める額を上限に、予算の範囲内で市長が決定し交付する額とする。

- (1) 金融機関の融資額等が補助金と同額以上2倍未満の額の場合 3,000 万円
- (2) 金融機関の融資額等が補助金の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000 万円
- (3) 金融機関の融資額等が補助金の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000 万円
- (4) 金融機関の融資額等が補助金の4倍以上の額の場合 5,500 万円

2 補助金の単年度ごとの交付額（以下、「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出された額を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = (\text{交付限度額} \times A) - B$$

A：補助金が交付される年度の年度末における補助対象事業の進捗率

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：補助対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合

- 3 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、北秋田市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次の書類を添えて、市長に対し補助金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 地域経済循環創造事業実施計画書(指定様式)
- (2) 収支計画書
- (3) 交付対象経費の根拠となる見積書(見積書等)
- (4) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (5) 履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は確定申告書の写し)
- (6) 納税証明書
- (7) 会社等の概要書(業種、従業員、取扱商品、事業内容など)
- (8) 地域金融機関の融資意向確認書
- (9) 定款、規約等
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れにおける消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額の金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、その限りではない。

- 3 補助事業の着手(工事等の発注を含む。)は、原則として、第 9 条第 1 項の規定により大臣から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には北秋田市地域経済循環創造事業補助金交付決定前着手届出(様式第 1 号別記)により市長に対し提出するものとする。

(選定委員会の設置)

第 8 条 市長は、前条に掲げる実施計画書の内容に関する審査を適正に行うため、必要に応じて選定委員会を設置することができる。

- 2 選定委員会では、実施計画書の内容について、地域資源の活用、地域課題への対応、新規性、モデル性、地域金融機関等との連携、事業の実現性及び自立性、雇用計画、及び地域や周辺環境との調和の観点から補助を行うことの適否等の評価について、各委員から

参考となる意見を収集する。

- 3 選定委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、必要に応じて選定委員会の評価を踏まえ、交付申請の内容を適当と認めたときは、国要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

- 2 市長は、国から国要綱に基づく交付決定を受けたときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を北秋田市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、本条第1項又は第2項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、国要綱に基づく交付申請又は補助金の交付決定をすることができる。

- 4 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を北秋田市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更認定)

第10条 前条第2項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、北秋田市地域経済循環創造事業補助金交付事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

- (2) 融資額を減額しようとするとき。

- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助金の交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助金の交付目的達成に資するものと考えられる場合

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該補助事業者にその旨を北秋田市地域経済循環創造事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助対象事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲

げる書類を提出しなければならない。

- (1) 北秋田市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費の支払い実績が分かる書類（契約書、請求書、領収書及び納品書等）の写し
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し
- (4) 事業の成果が分かる書類（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、当該決定を受けた日の属する市の会計年度の3月末日までに行わなければならない。

3 前項の規定に関わらず、補助対象事業が完了したときは当該完了した日から起算して20日以内に本条第1項の報告を行わなければならない。

4 補助事業者は、補助対象事業の実施期間内において、市の会計年度が終了したときには、交付決定を受けた日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日までに前項に準ずる報告書を提出しなければならない。

5 第7条第2項に基づき交付の申請をした補助事業者は、本条第1項の実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

6 第7条第2項に基づき交付の申請をした補助事業者は、本条第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を北秋田市地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を北秋田市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（財産の管理及び処分）

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財

産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第9号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第1項1号に掲げる補助対象事業実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第10号）を添付しなければならない。
- 4 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、補助事業者が、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。）第8条に定められた処分の制限を受ける期間に取得財産等を処分しようとするときは、北秋田市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（関係書類の保存期間）

第15条 補助対象事業に関する書類の保存期間は、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間とする。

（収益納付等）

第16条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後に、北秋田市地域経済循環創造事業事業化収益状況報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業に係る経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 市長は、国要綱第22条に基づき総務大臣から地域経済循環創造事業交付金の全部又は一部に相当する金額の納付命令を受けたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命ずることができる。
- 4 補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に、地域金融機関等の協力のもと回答しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を取り止めたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。
- (3) 第2条及び第3条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても、なお適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を北秋田市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者へ報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（成果の公表）

第20条 市長は、補助事業完了後、補助事業者の名称、所在地、代表者氏名、事業名その他取組内容及び成果について、地域資源を活かした先進的な事例として公表することができる。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。